

自立支援協議会の位置付けについて

障害者自立支援法施行規則第5条の10（地域生活支援事業として省令で定める便宜）に、「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が規定されています。

また、平成18年8月1日付け障発第0801002号「地域生活支援事業の実施について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の地域生活支援事業実施要綱に、「地域自立支援協議会」を設置するとされています。

自立支援協議会の役割と構成員

障害者の地域生活を支援するためには、個々の障害者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービス供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進することが必要です。そして、それを具体的に行うのが、地域生活支援事業における相談支援事業であり、その中核的役割を果たす協議の場が自立支援協議会です。

また、障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」という共通の目的のもと、地域における保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種の関係者により構成し、障害者や家族等が抱える様々なニーズに対応していくための協議を行っていきます。

